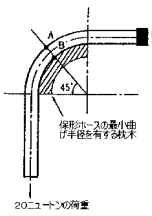
（保形性）

第三十条　保形ホースの一端を次の図のように固定して、最小曲げ半径の曲率半径をもった枕木に沿って九十度曲げ、その先端に二十ニュートンの荷重を加えて三十分間放置した場合、つぶれ（同図に掲げる算式により算出したものをいう。以下同じ。）が十パーセント以下であり、かつ、荷重を取り除いた後のつぶれが五パーセント以下でなければならない。



$$つぶれ（\%）＝\frac{C_1-C_2}{C_1}\times 100$$

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C_1　荷重を加える前のA点とB点を通る外径（単位　ミリメートル）

C_2　荷重を加えた後及び荷重を取り除いた後のA点とB点を通る外径（単位　ミリメートル）

2　保形ホースは、長さ十センチメートルの部分に六百ニュートンの荷重を十秒間加えた後において、次の各号に適合し、かつ、破損、亀裂、著しい変形等が生じないものでなければならない。

一　使用圧を一分間加え、水圧を取り除いた後、次に掲げる算式により算出した残留ひずみが五パーセント以下であること。

$$残留ひずみ（\%）＝\frac{d_1-d_2}{d_1}\times 100$$

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

d_1　荷重を加える前のホースの外径（単位　ミリメートル）

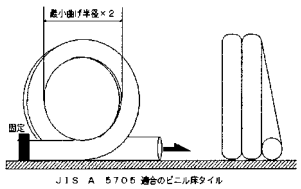
d_2　水圧を取り除いた後のホースの鉛直方向の外寸法（単位　ミリメートル）

二　その使用圧及びホースの状態に応じて次の表に掲げる水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じないこと。

ホースの状態 ＼ 使用圧	まっすぐにした状態（単位　メガパスカル）	最小曲げ半径を内円の半径とする円形に曲げた状態（単位　メガパスカル）
二・〇	四・〇	四・〇
一・六	三・二	三・二
一・〇	二・〇	二・〇
〇・七	一・五	一・五

（耐閉塞性）

第三十一条　保形ホースは、次の図のようにホースの一部分を最小曲げ半径を内円の半径とする二重の輪にした状態で、ＪＩＳ　Ａ　五七〇五に適合する滑らかなビニル床タイルの床面上で、一端を固定して他の一端を最大百ニュートンの加重で、かつ、五キロメートル毎時の速度で引っ張った場合、通水を阻害するおそれのある折れ、変形等を生じないものでなければならない。



（耐低温性）

第三十二条　保形ホースは、最小曲げ半径を半径とする円筒に沿って一回巻き付けた状態で、零下二十五度プラスマイナス二度の温度に二十四時間放置した後、一秒間でまっすぐに伸ばした後に一秒間で当該円筒に沿って一回巻き付ける操作を十回繰り返し行った場合、第八条第二号及び第三号の規定並びに第二十四条の試験（最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。）に適合するものでなければならない。

第四章　大容量泡放水砲用ホース

（長さ）

第三十三条　大容量泡放水砲用ホースの長さ（単位　メートル）は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。

（耐圧試験）

第三十四条　大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍（ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあっては、一・五倍）の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。

（よじれ）

第三十五条　大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならない。

（準用）

第三十六条　第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

第五章　濡れホース

（区分）

第三十七条　濡れホースは、次の表のとおり区分する。

呼称 ＼ 使用圧	一・三
九十	
七十五	
六十五	
五十	
四十	
二十五	